

預かり保育【幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）】

無償化の対象者・期間

- 満3歳から小学校入学前までの子ども
- 3歳になった日から次の3月31日までの
市民税非課税世帯の子ども

保護者の条件

- 働いていること ● 妊娠、出産
- 病気（長期）
- 仕事を探していること など

無償化される利用料

- 満3歳から小学校入学前までの子ども
=上限 11,300円/月額
- 3歳になった日から次の3月31日までの市民
税非課税世帯の子ども =上限 16,300円/月額



認可外保育施設、病児保育、乳幼児一時預かり事業、 ファミリー・サポート・センター（送迎のみ除く）

無償化の対象者・期間

※年齢は
4月1日時点

- 3歳から小学校入学前までの子ども
- 0～2歳で市民税非課税世帯の子ども

保護者の条件

- 働いていること ● 妊娠、出産
- 病気（長期）
- 仕事を探していること など

無償化される利用料

- 3歳から小学校入学前までの子ども
=上限 37,000円/月額
 - 0～2歳で市民税非課税世帯の子ども
=上限 42,000円/月額
- ※認可外保育施設等を複数利用している場合は、合計
額が上限額に達するまで無償化の対象となります。

必要な申請手続き等について

現在利用されている施設を経由して、申請手続き等をご案内する予定です。
その他、制度の詳細な内容については、市ホームページでお知らせします。



▲市ホームページ



発達支援（障害児通所支援）

無償化の対象者・期間

- 障がいのある子どもで、満3歳になった後
の4月1日から小学校入学前まで

実費負担が必要な費用

- おやつ代
- 教材費 など

無償化される利用料

- 市民税課税世帯（世帯の市民税所得割額の合
計が28万円未満）=上限 4,600円/月額
 - 市民税課税世帯（上記以外）
=上限 37,200円/月額
- ※無償化に係る申請手続き等は必要ありません。

市福祉政策課 Tel.0994-31-1113

10月から

幼児教育・保育の 利用料が無償化されます

今年の10月から、子育て世代を応援し経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が始まります。
ここでは、対象となる施設や年齢、利用料などについて紹介します。

市子育て支援課 Tel.0994-31-1134

幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）

無償化の対象者・期間

- 満3歳から小学校入学前までの子ども

実費負担が必要な費用

- 主食費（ごはん・パン） ● 副食費（おかず・おやつ等）
- その他、実費として負担している費用（通園送迎費、行事費など）

無償化される利用料

- 幼稚園=上限 25,700円/月額
- 認定こども園（幼稚園機能）=全額

認定こども園（保育所機能）、認可保育所

無償化の対象者・期間

※年齢は
4月1日時点

- 3歳から小学校入学前までの子ども
- 0～2歳で市民税非課税世帯の子ども

実費負担が必要な費用

- 主食費（ごはん・パン） ● 副食費（おかず・おやつ等）
- その他、実費として負担している費用（通園送迎費、行事費など）

無償化される利用料

- 認定こども園（保育所機能）=全額
- 認可保育所=全額



地域型保育事業所

無償化の対象者・期間

※年齢は
4月1日時点

- 0～2歳で市民税非課税世帯の子ども

実費負担が必要な費用

- 主食費（ごはん・パン） ◇副食費（おかず・おやつ等）
- その他、実費として負担している費用（通園送迎費、行事費など）

無償化される利用料

- 全額

